

相談件数 前年度より大幅増

令和7年度生活情報センター相談概要

主な相談内容

- 1 **インターネット通販** 「届いた商品が偽物(粗悪品)」「返金を求めたいが販売サイトと連絡がとれない」といった相談が多く寄せられています。特に代引きのケースが多く、ほとんどが海外サイトでのケースとなり、解決困難となるケースが目立っています。
- 2 **定期購入** 「化粧品や健康食品、サプリメントなどをお試しと思って安い価格で購入したら、実際は定期購入であった」という相談が多く寄せられました。
- 3 **自動音声による電話** 自動音声ガイダンスによる「料金未納。2時間後に電気が停止します」「重要なお知らせ。至急この番号へ」など不安を煽り、騙す手口が増加しています。

- 4 **分電盤の点検商法** 電力会社の委託業者と偽る業者から分電盤の点検を持ちかけ、「漏電の恐れがあるので交換が必要」と言われ高額請求をされた、との相談がありました。
- 5 **SNS等の副業** 20歳代の若い世代で、SNSで動画を投稿するだけで報酬がもらえる、SNSで知り合った人から副業を紹介され高額な契約をしたなど、副業絡みの相談が増加しました。
- 6 **その他** 身に覚えのない荷物が届いたという相談や、レスキュー商法といわれるトイレの詰まりに関する相談のほか、車の故障等でロードサービスを要請し、高額な契約をさせられたと若い世代からも相談がありました。

令和7年度の総相談件数は602件(前年度510件)と大幅に増加しました。契約当事者の年代別では60歳以上の相談が半数以上の314件に達しました。販売購入形態別では、通信販売に関する相談が全体の3割以上を占めています。その中でも、昨年同様スマートフォン等を利用したインターネット通販による定期購入の相談が多く寄せられました。

相談件数トップ10項目

相談内容	令和7年度	令和6年度	前年度比
商品一般(迷惑メール、SMS不在通知、架空請求、身に覚えのない商品など)	104件	55件	189.1%
化粧品(通信販売、定期購入、解約など)	53件	46件	115.2%
インターネット通信サービス(回線契約、料金請求など)	30件	16件	187.5%
役務・その他(パソコンウイルス除去、質問サイト、ロードサービス請求費用など)	25件	15件	166.7%
健康食品(通信販売、定期購入、解約など)	23件	21件	109.5%
移动通信サービス(携帯回線契約、解約など)	20件	15件	133.3%
他の金融関連サービス(クレジットカード利用、投資詐欺など)	16件	10件	160.0%
修理・補修(屋根修理、配管詰まりなど)	14件	16件	87.5%
紳士・婦人服(SNS広告、商品相違など)	13件	0件	-
医療(歯科治療、美容医療など)	11件	7件	157.1%

まずはご相談ください

生活情報センターでは、商品やサービス等に関するさまざまな消費生活相談をお受けしています。心配事

やトラブルにあった場合は、生活情報センターや土日祝日でも利用できる「消費者ホットライン(☎188)」にご連絡ください。

くらしのセミナー開催

近年、高齢者の消費者トラブル相談が増加しています。相談内容も多様化し、これらの契約や債務は、本人の死亡により自動的に消滅するわけではなく、相続の対象となる可能性があります。本セミナーでは、消費者問題と相続の関係を分かりやす

く解説し、市民が早期に備える意識を高めることを目的とします。

■**テーマ** 「その契約、亡くなったらどうなる?」～消費者トラブルと相続の意外な関係～

■**日時** 令和8年6月26日(金)
午後1時30分～午後3時

■**場所** 文化センター3階
第5講習室

■**講師** 八幡市消費生活相談員
吹谷 勝己氏

■**対象者** 八幡市在住・在勤

■**参加人数** 20人(定員になり次第締め切り)

■**参加費** 無料

■**申込方法** 八幡市生活情報センターへ電話にて申込み(土・日・祝除く午前9時～正午・午後1時～5時)
その他、詳細はホームページをご確認ください。

☎生活情報センター (☎983-8400)

令和8年度 やわた未来いきいき健康プロジェクト

本プロジェクトでは、活動量計やご自身のスマートフォンを持つウォーキングや、事業参加に対して、ポイントが付与されます。そのポイントは、クオカードや電子マネー等と交換でき、お得に健康づくりに励んでいただけます。現在、5,000人以上が参加する人気事業です。これを機に生涯を通じた健康づくりに励みませんか。

参加者募集中

参加費
1,000円



事業の詳細はこちら



参加条件

- 次のすべてを満たす人。
- ▶20歳以上(申込時点)で、市内在住または在勤
※年度途中で市外へ転出・転勤等をされた場合は、その時点で退会。
- ▶参加者の管理、および事業効果分析を目的とした個人情報の提供に同意できる

最大 5,000 ポイント(1ポイント=1円)
(1年度あたり) **獲得可能**

申込方法

- ①WEB = 右記の二次元コードから
- ②郵送または持参 = 申請書(健康推進課窓口や市ホームページ等から入手可)に必要事項を記入し、郵送(〒614-8501 市役所健康推進課健康増進係(住所不要))、または健康推進課に持参



※令和8年4月28日から5月7日の間に、広報やわた5月号掲載の二次元コードから申し込んだ人で案内が届いていない場合は、お手数ですが再度申し込んでいただくか、健康推進課まで連絡をお願いいたします。

☎健康推進課 (☎983-1116)

1人当たり6千円の家計支援給付金を支給します

申請期限は、令和8年8月31日(月)(消印有効)です。期限後の受付はできないため、申請がお済みでない方は、必ず期限までに申請してください。

※本給付金はすでに、広報やわた4月号・5月号に掲載済の内容であり、新規の給付金ではありません。

■**対象者** 令和8年4月1日時点で八幡市の住民基本台帳に登録されている市民

■**金額** 1人当たり6千円

※世帯の人数分をまとめて原則世帯主の口座に振り込みます。

▶本市からの案内が宛先(住民登録地)に届かず、返戻される場合があります。支

給対象と思われる世帯で通知が届かないときは、お問い合わせください。

▶DV等の理由で本市に避難している場合

などは、通知が届かなくても対象になる場合があります。詳しくは市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

「支給のお知らせ」(5月29日から順次発送)が届いた人	お知らせに記載の口座へ、6月24日から順次振込を行っていく予定です。 (金融機関によって振込時間は異なります)
「支給確認書」(6月12日から順次発送)が届いた人	申請手続きが必要です。書面の内容を確認し、記載されている二次元コードからお手続きしてください。郵送でもお手続きできます。不備等がなければ受付後約1カ月で原則世帯主の口座に振り込む予定です。 申請期限：8月31日(月)消印有効

☎福祉総務課 家計支援給付金担当 (☎981-3500)